

岐阜県公報

第二千二百二十九号
平成二十二年三月九日
(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の供用開始
恵那都市計画下水道事業の変更認可
保安林の指定予定

(治山課) 一八五
(道路維持課) 一八六
(下水道課) 一八七
(可茂農林事務所) 一八八

教育委員会教育長訓令

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 一八八

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(商業流通課) 一八九
(農地計画課) 一九〇

告示

岐阜県告示第百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町一之瀬字多仁三三八の四、三三八の五、三五一、三五四、養老郡養老町沢田字吉谷一〇七六、一〇七七、一〇七八の一、字堂谷一三三三の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課並びに大垣市役所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	墨牛 俣牧線	瑞穂市祖父江字犀川一三四四番地先から	同 市同 字同 一三六六番地先まで	一六・〇	平成 三・三・九	平成 三・三・一

岐阜県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	洞美 戸濃線	美濃市大字片知字上八野三四四番地先から	同 市大字同 字同 三三五番地先まで	一三・一	平成 三・三・九	平成 一四・一・一

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	揖斐川線	揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字中	間田瀬二二七番一地先から	二七・〇	平成 三・三・九	平成 一八・二・二六

岐阜県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	洞美 戸濃線	美濃市大字片知字上八野三四四番地先から	同 市大字同 字同 三三五番地先まで	一三・一	平成 三・三・九	平成 一四・一・一

岐阜県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
一般国道	二百五十七号	恵那市岩村町飯羽間字川前一五七五番三地先から 同市同町同字同一二五八六番一地先まで	一五・〇	平成三・三・二五	平成一五・四・八

岐阜県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
県道	久保原木線	恵那市岩村町飯羽間字蔵屋敷二二二七番四地先から 同市同町同字川前一五七五番二地先まで	二八・〇	平成三・三・二五	平成一五・四・八

岐阜県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十二年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか)
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町種蔵字大瀬七三七番四地先から 同市同町上野字蛇淵六六二番五地先まで	一四・〇	平成三・三・九	平成一〇・〇・九

岐阜県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
恵那市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
恵那都市計画下水道事業 恵那市特定環境保全公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十五年一月二十一日から

平成二十七年三月三十一日まで
事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村五加字谷比良一〇三の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月九日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会自動車等管理規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「岐阜県会計規則取扱要領（昭和三十九年出一第三十八号）別記第二十号様式による。以下同じ。」を「別記第四号様式の二」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定による自動車台帳の調整、保管、整理又は報告については、当該台帳に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存をもって、当該台帳の調整、保管、整理又は報告に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該台帳とみなす。

5 前項の規定により自動車台帳の調整、保管、整理又は報告に代えて当該台帳に係る電磁的記録の作成又は保存を行うときは、当該台帳に記載すべき事項を教育長が別に定める電子情報処理組織に備えられたファイルに記録する方法によるものとする。別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第 4 号様式の 2 (第17条関係)

自動車台帳

物品固有番号	予算原課コード	予算原課名	執行機関コード	執行機関名称	自動車登録番号情報	自動車登録番号 車両ナンバー

初年度登録年月	取得金額	補助金種別	燃料	総排気量	社名及び車名	車種

変速機	駆動方式	型式	エアバッグ	ABS	衝突安全ボディ	車体色

貸借等	共用自動車・専用 自動車別等	委託先	維持会計	低公害車等の区分	使用車氏名	使用車住所

附 則
この訓令は、平成二十二年三月九日から施行する。

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十二年三月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。
平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十二年二月二十四日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社三洋堂書店
- 三 建物の名称及び所在地
三洋堂書店せき東店
関市東新町六丁目三二八番一号
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十二年十月二十五日
- 五 店舗面積
一、三九五平方メートル
- 六 駐車場の収容台数

七 九九台
荷さばき施設の面積
三七・二平方メートル

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、関市営土地改良事業高見・阿部地区阿部工区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十二年三月九日から

同 年四月七日まで

二 縦覧場所

洞戸事務所前掲示場

平成二十二年三月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社